

中医協概要報告（2021年12月22日開催）

（第507回総会 ※歯科関連部分）

厚労省は、12月22日の中医協総会で、「個別事項（その11）」として、「歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について」を提案し、審議された。

見直しにあたっては、1. 変動幅の変更（①現行のまま、②一律5%、③一律0%）、2. 改定2か月前までの平均素材価格を用いること（現行は3か月前まで）の2点が提示された。審議では、2については、提案の見直し案で診療側・支払側双方が了承するかたちとなった。1については、診療側・支払側双方から課題など意見が出されるにとどまり、明確な合意が得られなかった。

■歯科用貴金属材料価格の随時改定に係る論点

1. 現行、歯科用貴金属の基準材料価格の随時改定については、4月、10月に素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に行い、7月、1月に±15%を超えた場合に行うこととしているが、歯科用貴金属材料価格の変動状況を踏まえ、
 - ① 現行のまま（変動幅が告示価格の±5%、±15%を超えた場合に改定する）
 - ② 変動幅が一律に告示価格の± α %（例：5%）を超えた場合に改定する
 - ③ 変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定する等の対応案について、どのように考えるか。
2. 歯科用貴金属価格の随時改定には3か月前までの平均素材価格を用いているが、医療機関等への周知期間は確保しつつ、2か月前までの平均素材価格を用いるなど、できる限り直近の素材価格を告示価格に反映することについて、どのように考えるか。

■議題に係る各委員の発言

以下、発言順

林正純委員（診療側、日本歯科医師会常務理事）

まず、論点の一つ目だが、①については、資料3ページの参考にもあるように、2年に1度の定時改定に加え、平成12年には随時改定が加わり、平成22年には随時改定の変動幅が改定され、加えて令和2年に急激な価格変動の乱高下への対応として随時改定Ⅱが導入され、一定の効果があったものと評価している。

次に②については、その随時改定Ⅱの変動幅を改定し、感度を上げることだが、資料8ページの通り、現行制度と比較しても特に優れた対応とは思えず、タイムリーな改定とは言えないと考えている。

③については、市場実勢価格を告示価格に反映する、その感度を極力高めるための対応と理解し、事務局提案に反対するものではないが、医療機関における事務負担、事務費用等付随する課題が多いと認識している。今後、しっかりとしたシミュレーションを行うとともに、課題への対応をお願いしたい。

従前から使用する貴金属材料の素材価格が相場の影響を受けやすいことが問題点と指摘されており、価格決定が後追いとなる理解の得にくい制度だが、金パラ代替材料の開発や保険収載、加えて中長期的な抜本的な対応を検討しながら次善の策として進めてほしい。

次に、二つ目の論点だが、反映される時期のタイムラグの問題等を解消するために、平均素材価格の対象期間をできるだけ直近にするという事務局案については了承する。医療機関や関係方面に事前に事務連絡で案内することだが、現場に混乱が生じないようにしっかりと周知をお願いしたい。

松本真人委員（支払側、健康保険組合連合会理事）

歯科用貴金属については、歯科医療費の動向に関わるので、我々も非常に注目している。

基本的な考え方としては、歯科用貴金属の実態を適時に反映することが基本だと認識している。その観点からいうと、二つ目の観点である平均素材価格の適用を2か月前までとすることについては、ぜひ実施してほしい。

その前提で、一方では、令和2年度改定で随時改定Ⅱを導入したばかりであり、頻回の改定による事務負担は医療機関のみならず保険者にも発生する。また、歯科医療機関がどのように仕入れてどのように消費しているかといった取引上の実態もわからないので、そういったことにも配慮しながら、8ページにシミュレーションが示されているが、例えば、先ほどの2か月前まで取った場合のシミュレーションを提示してもらい、最終的に判断したい。また、先ほど診療側委員からもコメントがあったように、国際的にも大きく変動する貴金属価格に影響されない歯科材料の開発や保険適用を進めることも別途必要かと思うので、対応願いたい。

第507回中医協総会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00130.html 資料はこちらから

<会内以外の無断転載禁止>